



小学校の通学区域の見直しについて

令和10年度に沼田東小学校と沼田北小学校を統合する学校統廃合の計画に併せ、通学区域の変更を予定しています。

変更するに当たり、友達関係等に配慮するほか、兄弟姉妹の通学、体育着の買い替えなどができる限り負担のないよう、以下のとおり経過措置を設けることとしました。

柳町と材木町の在校児童は、原則、令和10年度より沼田小学校へ通学しますが、引き続き卒業まで沼田東小学校(沼田北小学校との統合後)に通学ができることとしています。

また、令和10年度から令和15年度の6年間に入学する新1年生については、入学時にお兄さんお姉さんが沼田東小学校に通学している場合に限り、沼田東小学校への通学ができるものとします。

※柳町及び材木町の児童で、令和8年度及び令和9年度において、令和10年度の統合に先立ち沼田小学校への通学を希望する場合は、教育委員会にご相談ください。

■柳町の児童について

年度	学校	区分	要件等	経過措置
令和10年度 ～ 令和15年度	原則 沼田小学校	新入学生	統合後の沼田東小学校に通学する兄姉がいる場合	沼田北小学校と統合する沼田東小学校に通学が可能です。 (R10入学は、R15卒業予定)
		在校生	—	沼田北小学校と統合する沼田東小学校に通学が可能です。
令和16年度 ～	原則 沼田小学校	在校生	令和15年度までに選択して沼田北小学校と統合する沼田東小学校に通学する児童は、卒業まで沼田東小学校に通学可能です。	

■材木町の児童について

年度	学校	区分	要件等	経過措置
令和10年度 ～ 令和15年度	原則 沼田小学校	新入学生	沼田東小学校に通学する兄姉がいる場合	沼田東小学校に通学が可能です。(R10入学は、R15卒業予定)
		在校生	—	継続して沼田東小学校に通学可能です。
令和16年度 ～	原則 沼田小学校	在校生	令和15年度までに選択して沼田東小学校に通学する児童は、卒業まで通学可能です。	

※留意点

- ・選択して通学する児童については、届出書等の提出が必要です。
- ・令和10年4月2日移行の転入や転居児童は、原則、沼田小学校へ通学することとなり、沼田東小学校は選択できません。

【児童】ぼくは、今の友達と卒業まで同じ学校に通いたい。

【保護者】弟が入学するので、先のことを考えて決めたい。

